

貸付金入金までの流れ

水洗便所改造資金借入申請書の申請

改造工事を依頼した指定工事店が水洗便所改造資金借入申請書と排水設備新設等計画確認申請書を下水道組合業務課業務係へ提出します。

下水道組合から水洗便所改造資金貸付決定通知等の送付

借入申請を審査後に、水洗便所改造資金貸付決定通知、貸付金入金までの流れ、貸付金請求書様式（記入例も含む）、借用証書様式（記入例も含む）、口座振替依頼書及び返信用封筒を送付します。

※償還方法について口座振替を希望する方は口座振替依頼書を返却してください。

申請者宅の公共下水道への改造工事着工

※改造工事の完了は、貸付決定通知記載の工事完了期限までとなります。

改造工事完了、下水道組合職員による完了検査の実施

※水洗便所改造資金貸付金の貸付日（振込日）等について（通知）を発行しますのでその通知の内容を確認し、借用証書等を作成してください。

借用証書等の提出、貸付金の振り込み

借用証書及び請求書につきましては、水洗便所改造資金貸付金の貸付日（振込日）等について（通知）に記載の提出期限までに当組合業務課業務係まで提出してください。（指定工事店経由でも可）

通知に記載の日に申請者の指定口座へ貸付金を振り込みますので指定工事店へ改造工事代金をお支払いください。

※納付を口座振替による場合は、「口座振替予定日のお知らせ」を送付いたします。

※納付を納入通知書（償還帳）による場合は、振込みした翌月から償還帳に記載してある金融機関の窓口で返済（36回）していただきます。

※納入通知書は、コンビニエンスストアでの取扱いやスマートフォン決済はできませんのでご了承ください。

●担当：坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課 業務係

電 話 049-288-3361

開庁時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）